

## 減免の対象となる軽自動車等

(1) 減免の対象となる軽自動車等は、1人の障がい者について1台とし、自動車税の課税免除等を受けているもの又は、自動車検査証もしくは軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。

(2) 軽自動車等の所有者と運転者との関係

障がい者の状況		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
障がい者が18歳以上の場合	① 障がい者が生徒又は学生 ② 重度の障がい者(身体障害者手帳の1級又は2級、戦傷病者手帳の特別項症～第3項症、療育手帳のA) ③ 精神障害の程度が1級又は1級と同程度	障がい者本人又は 障がい者と生計を一にする者	障がい者本人又は 障がい者と生計を一にする者
	④ 上記①～③以外の者	障がい者本人	障がい者本人又は 障がい者と生計を一にする者
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合		障がい者本人	常時介護する者

- (注) 1 所有権留保付自動車は、自動車検査証等に使用者と記載された人を所有者とみなします。  
 2 障がい者と生計を一にする者とは、一般的に生活をともにする親族をいいます。  
 3 障がい者の年齢が18歳未満であるかどうかの判定は、毎年4月1日現在を基準とします。

(3) 軽自動車等の使用状況

障がい者本人がもっぱら運転する場合、障がい者と生計を一にする者がもっぱら障がい者のために運転する場合又は、障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者がもっぱら障がい者のために継続的に運転する場合に限られます。この場合の「もっぱら」とは、7割以上障がい者のために使用されていることをいいます。